

(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター設置に向けた検討状況について

令和4年度に開設する(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター(以下、「総合支援センター」という。)の設置に向けた検討状況について、下記のとおり報告する。

記

1 児童相談所設置市への政令指定に向けた協議

児童相談所設置市への移行を希望する区は、国に対して、設置に向けた計画書を示したうえで、政令指定の要請を行う。国は、政令指定にあたり、設置区の事務執行体制や東京都との連携体制などについて支障がないことを確認する。

移行を希望する区は、事前に東京都と十分に協議を行い、児童相談所設置市への移行後も児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを東京都が確認していることが必要となる。

■ 政令指定に向けた確認事項

① 事務執行体制の確保

- ・事務を一貫して遂行するための人的体制の確保等が見込まれていること。

② 東京都との連携体制の確保

- ・一時保護等に係る広域的な調整、開設当初の支援、高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、東京都が助言・援助を行う体制が確保されていること。

③ 東京都との協議(確認作業)

- ・都区で十分な協議を行い、児童相談所設置市への移行後も児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを東京都が確認していること。

2 政令指定に向けたスケジュール

東京都との協議(確認作業)完了後、「児童相談所設置市として適当である」との副申(※)を受け、区は設置計画書(次項3)を示したうえで、国へ政令指定の要請を行う。政令指定の閣議決定後、令和4年第1回区議会定例会において、総合支援センターの設置条例案を提出する予定である。 ※副申：官公庁に対し、進達する文書に意見を述べること。

【経過及び予定】

日程	概要
令和3年1月19日	【第1回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年5月14日	【第2回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年6月3日	国との事前協議 【実施済】
〃 年7月5日	【第3回】東京都との協議(確認作業) 【実施済】
〃 年9月(予定)	政令指定要請(東京都からの副申発出)
令和4年1月(予定)	児童相談所設置市への政令指定閣議決定
〃 年7月	児童相談所設置市への移行

3 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター設置計画書(案)【概要】

(1) 基本方針【基本構想(平成29年5月策定)】

総合支援センターの開設により、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化など、基礎的自治体が児童相談所を設置するメリットを最大限活かした切れ目のない支援を行い、次代を担う板橋区の子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、全力で取り組んでいく。

【めざす姿】

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

(2) 開設時期

総合支援センターの開設時期は、令和4年4月1日とする。

開設時は、子ども家庭支援センターの機能を移転のうえ継続し、令和4年7月に児童相談所設置市へ移行する。

(3) 所在地

板橋区本町24番1号

【地上3階建(敷地面積 2,913.20㎡ 延床面積 3,477.46㎡)】

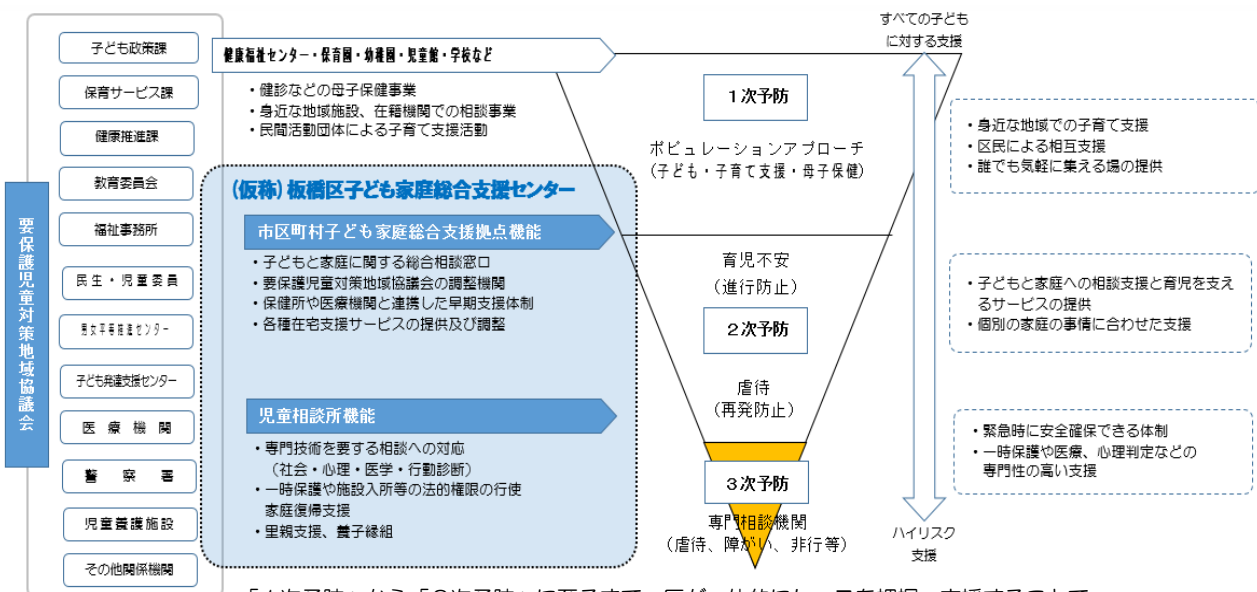
(4) 開設後の新たな児童相談体制

総合支援センターは、市区町村子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援センター)と児童相談所の機能を併せ持つ施設として位置付ける。

総合支援センター開設を契機として、子どもや子育て支援に関する関係機関との緊密な連携と役割分担を行い、切れ目のない包括的な児童相談体制を構築する。

■ 開設後の児童相談体制イメージ

【切れ目のない包括的な児童相談体制の構築】



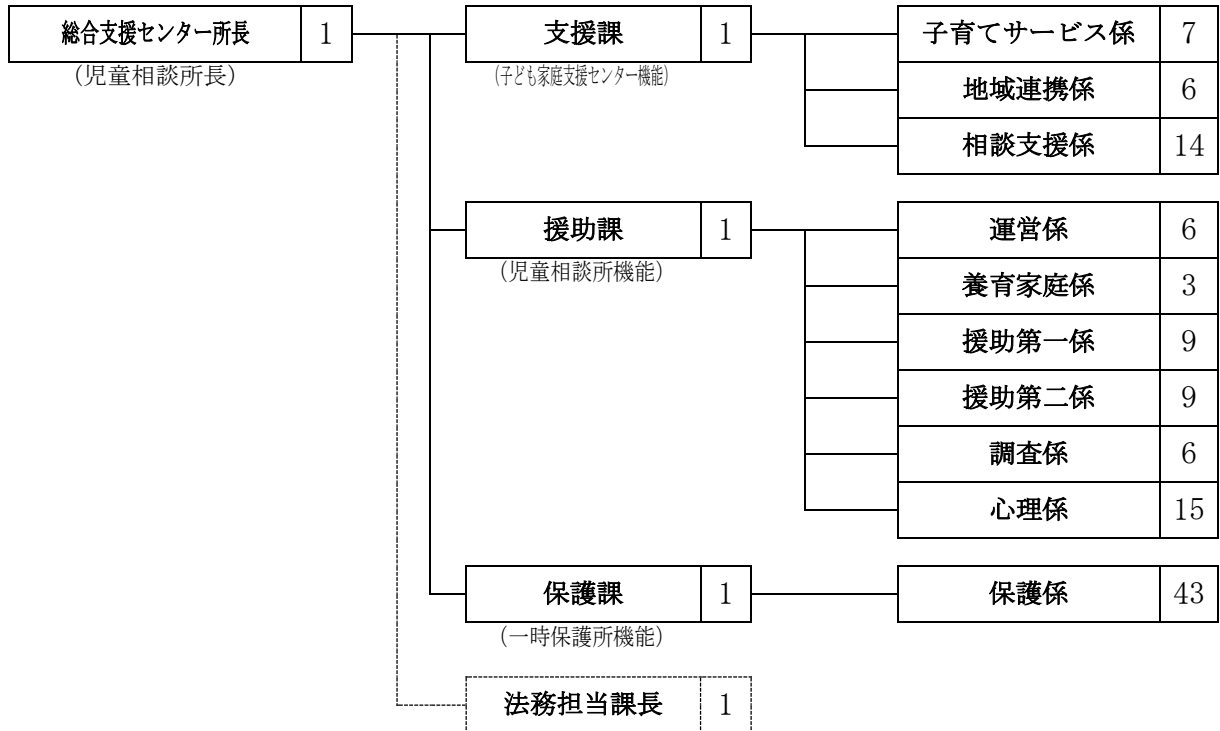
「1次予防」から「3次予防」に至るまで、区が一体的にケースを把握・支援することで、「切れ目のない包括的な児童相談体制」を構築する。

(5) 組織・人員体制について

総合支援センター内の組織については、子どもに関する相談を幅広く受け付ける「支援課（子ども家庭支援センター機能）」、虐待通告に係る対応等を担う「援助課（児童相談所機能）」、24時間365日保護児童の生活を見守る「保護課」の3課体制とする。人員体制については、児童福祉法や児童相談所運営指針等に定める配置基準に基づき、区の人口や相談対応件数等を踏まえ、必要な人員を配置する。

■ 組織体制（案）

※数字は、正規職員の数に記載



■ 人員体制（管理職を除く。）

令和3年8月現在

職区分	職員数
児童福祉司	40人
児童心理司	20人
保健師	2人
看護師	2人
保育士・児童指導員	37人
事務	17人
合計	118人

※現段階での想定人数を記載。上記のほか、特別職非常勤職員や会計年度任用職員として、医師、弁護士、事務、その他（夜間対応協力員、学習指導員等）の配置（30ポスト程度）を予定。

※「児童福祉司」、「児童心理司」の数には、市区町村子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター機能）における「子ども家庭支援員・虐待対応専門員」「心理担当支援員」を含む。

※「児童心理司」の数には、一時保護所における「心理療法担当職員」を含む。

《参考》職務名別 配置職員数【職員の職名に関する規則（昭和47年4月1日東京都板橋区規則第19号）】

福祉 (福祉)	心理	保健師	看護師	福祉 (児童指導)	事務 (一般事務)	合計
40人	20人	2人	2人	37人	17人	118人

(6) 業務運営について

総合支援センターでは、子どもや子育てに関する相談・通告を、区民や関係機関から幅広く受け付ける。区民からの相談については、支援課子育てサービス係が窓口となり、必要な助言やサービスの提供につなげる。相談を受け付けた際には、内容を確認・整理したうえで、受理会議にて主たる担当者や当面の調査方針を検討する。その後、受理会議での方針を踏まえ調査を重ね、援助方針会議で今後の支援方針を決定する。

関係機関からの相談・通告については、援助課運営係が受付を行う。受理会議を経て、児童福祉司を中心にケースそれぞれについて必要な調査や診断を行い、援助方針会議において援助の方向性を決定する。

相談・通告のうち、虐待が疑われる事案を受理した場合には、速やかに緊急受理会議を開催し、通告受理から48時間以内に安全確認を行う。緊急受理会議では、緊急度に応じて、子どもの安全確認の方法や一時保護の必要性などについて確認する。安全確認については、職員又は職員が依頼した者により、子どもを直接目視することを基本とし、安全が確保できない場合には緊急一時保護を実施する。

■ 相談・通告受付の流れイメージ

